事業者の皆様へ

電離放射線健康診断結果等報告書を必ず提出しましょう！



神奈川労働局・労働基準監督署



放射線業務従事者に対し、電離放射線障害防止規則に基づく健康診断を実施した場合、実施後遅滞なく健康診断結果等報告書を所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

また、他にも労働安全衛生法に基づく健康診断を実施した場合、下表に記載した報告期日までに健康診断結果等報告書を所轄労働基準監督署に提出することが義務付けられております。
提出漏れがないことをご確認ください。

1　労働者数50人以上の事業場に提出義務があるもの

	報告書の提出方法		報告期日
	電子申請	書面提出	
①　定期健康診断結果報告	★	▲	実施後遅滞なく
②　心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告	★	▲	※1

2　有害業務がある場合に提出義務があるもの

	報告書の提出方法		報告期日
	電子申請	書面提出	
①有機溶剤等健康診断結果報告	★	▲	実施後遅滞なく
②鉛健康診断結果報告	○	○	実施後遅滞なく
③特定化学物質健康診断結果報告	○	○	実施後遅滞なく
④電離放射線健康診断結果報告	○	○	実施後遅滞なく
⑤石綿健康診断結果報告	○	○	実施後遅滞なく
⑥有害な業務に係る歯科健康診断結果報告	★	▲	実施後遅滞なく
⑦じん肺健康管理実施状況報告	★	▲	※2

※1　心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告は１年以内ごとに１回定期に報告。
※2　じん肺健康管理実施状況報告は１月から１２月までの状況を翌年２月末日までに報告。

★印 は原則電子申請での報告となります。　詳細は裏面へ⇒
▲印はPC環境が無い等やむを得ない事情に限り書面提出が認められています。

事業者の皆様へ

健康診断結果等報告書を電子申請で行いましょう

神奈川労働局・労働基準監督署

以下の健康診断結果等報告書は電子申請で提出することが義務付けられています。
（他の健康診断結果報告も電子申請が可能です。）

健康診断等の種類	対象事業場	報告期日
定期健康診断	労働者が常時50人以上	実施後遅滞なく
心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）	労働者が常時50人以上	1年以内ごとに1回定期に
有害な業務に係る歯科健診	業務がある場合	実施後遅滞なく
有機溶剤等健康診断	業務がある場合	実施後遅滞なく
じん肺健康管理実施状況報告	業務がある場合	1月から12月までの状況を翌年2月末まで

【手続の検索方法】

① e-Gov の 手続検索 のページへ。
検索エンジンで「e－Gov 手続検索」で検索！

②「手続名称から探す」に報告書に応じたキーワードを入力して検索

・各種健康診断結果報告書
⇒「健康診断結果報告」と入力

・心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書
⇒「心理的」と入力

・じん肺健康管理実施状況報告
⇒「じん肺健康管理実施状況報告」と入力

【問い合わせ先】内容によって問い合わせ先が異なります！

① 電子申請のアプリやシステムに関すること
コールセンター　050-3786-2225
受付時間　平日 午前9時から午後5時まで

② 報告内容や健康診断に関する法令制度に関すること
所轄労働基準監督署の安全衛生担当部署